

証券コード 7063
2024年9月11日

株 主 各 位

東京都渋谷区松濤一丁目5番3号
株式会社 Birdman
代表取締役社長 伊 達 晃 洋

第12回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第12回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの、うえ、ご確認くださいませよう願ひ申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<https://birdman.tokyo>

（上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「IR情報」「IR資料」「株主総会関連資料」を順に選択いただき、ご確認ください。）

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://birdman.tokyo/ir/meeting/>

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「Birdman」又は「コード」に当社証券コード「7063」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年9月25日（水曜日）午後7時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年9月26日(木曜日)午前10時
2. 場 所 東京都渋谷区渋谷二丁目22番3号 渋谷東口ビル1階
『TKPガーデンシティ渋谷』 ホール4D
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第12期(2023年7月1日から2024年6月30日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第12期(2023年7月1日から2024年6月30日まで)計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 定款の一部変更の件
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)2名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案 会計監査人の異動の件

以上

◎感染症対策のため、株主総会会場にご来場になる株主様は、株主総会開催日のご自身の体調をご確認のうえ、感染防止に配慮いただくようお願いいたします。体調が悪い株主様には、議場への入場をご遠慮いただくようお願いする場合があります。株主総会の各議案については、ご来場いただく前に書面により議決権を行使することができますので、そちらのご利用もご検討ください。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成があったものとして取り扱いいたしません。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨修正前及び修正後の事項を記載いたします。

◎株主総会にご出席の皆さまへのお土産はございません。

事業報告

(2023年7月1日から)
(2024年6月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、ウクライナ情勢の長期化及び急速に進む円安に加え、年始の能登半島地震等により、依然として景気の先行きが不安定な状況が続きましたが、インバウンド需要の順調な回復傾向から、人の動きによって社会経済活動が正常化に向かっていくことが期待され、消費増加に伴うマーケティング活動や国内外におけるライブの活性化が見込まれております。

このような状況下において、マーケティング・トランスフォーメーション事業（以下、「MX事業」という。）では、前連結会計年度から継続して、案件獲得能力の組織的強化、各案件の収益性向上及び社員の生産性向上に取り組みました。社員数を抑えつつ、社外パートナーと協力体制を構築することにより、サービスを提供しております。

エンターテインメント・トランスフォーメーション事業（以下、「EX事業」という。）では、昨年から続く「7ORDER LIVE [ONE,]- DUAL Endroll」を2024年1月1日開催の東京国際フォーラムホール公演にて無事に終了しました。また、日本発・韓国を中心としたアジアで世界を眺望し飛躍するアーティストが一堂に会する「K-Pop Masterz×KROSSvol.3」を2024年1月2日にバンテリンドームナゴヤで開催しました。

また、ライブの開催に留まらず、2023年10月12日から当社グループが制作協力した韓国のエンターテインメント情報が満載の番組「K-POP HOUSE」の放映を開始し、好評を博したことで、当初の2クール（6ヶ月）の放映予定からさらに2クール放映延長となりました。当番組内でデビューまでを追った当社独自IPである「Celestia（セレスティア）」は、2024年2月14日のメンバーの発表を皮切りに、ファンとのイベントを開催したり、大型音楽イベントへ出演したりと、順調に活動を展開しております。理想的なMX事業及びEX事業のシナジーの一環として、「Celestia（セレスティア）」が、MX事業が受託する複数の大手メーカーの商品プロモーションへ起用されたことにより、当社グループならではの事業展開が形成されてきております。

さらに、新規事業として、2024年3月より「Birdman Digital Entertainment」プロジェクトが始動し、当社独自IPの輩出に向けて新人発掘オーディションを行っております。我が国においても、知的財産立国の戦略に沿ったコンテンツ産業の推進が国策として進められていることもあり、IP・知的財産が次のリーディング産業として注目され、その作り手が強く求められており、大きな需要が見込めると考えております。

以上のとおり、単に短期の利益追求だけではなく、長期的な利益追求も考慮した新たな取り組みをしております。また、EX事業の次なる戦略として「Celestia（セレスティア）」を育成しております。

以上の結果、初期費用や品質を維持するための費用が増加したことに加え、将来にわたる長期契約期間に基づき償却を行ってございましたグループユニットに関する投資費用について、一括で費用計上したこと、資本増強に関する一時的な費用負担が発生したことに伴い、当社グループの当連結会計年度における売上高は2,085,456千円（前連結会計年度比53.5%減）、営業損失は1,840,223千円（前連結会計年度は営業利益56,006千円）、経常損失は2,021,554千円（前連結会計年度は経常利益42,997千円）、親会社株主に帰属する当期純損失は3,028,783千円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失7,863千円）となりました。

② 設備投資の状況

該当事項はありません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社の所要資金として、金融機関等より短期借入金1,446,994千円の調達を行いました。

④ 重要な企業再編の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 9 期 (2021年6月期)	第 10 期 (2022年6月期)	第 11 期 (2023年6月期)	第 12 期 (当連結会計年度) (2024年6月期)
売 上 高(千円)	—	—	4,484,483	2,085,456
経常利益又は 経常損失(△)(千円)	—	—	42,997	△2,021,554
親会社株主に帰 属する当期純損(千円) 失(△)	—	—	△7,863	△3,028,783
1株当たり 当期純損失(△)(円)	—	—	△1.53	△576.48
総 資 産(千円)	—	—	2,912,285	375,940
純 資 産(千円)	—	—	512,554	△1,446,953
1株当たり純資産(円)	—	—	99.69	△226.27

(注) 1. 当社は、連結子会社6社を吸収合併し連結子会社が存在しなくなったため、第9期、第10期は連結計算書類を作成しておりません。また、2022年7月1日に子会社(株) Entertainment Nextを設立したため、第11期以降は、連結計算書類を作成しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準29号 2020年3月31日)等を第10期の期首より適用しており、第10期以降の数値は当該会計基準を適用した後の数値となっております。

3. 当社は、2023年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産を算定しております。

②当社の財産及び損益の状況

区 分	第 9 期 (2021年 6 月期)	第 10 期 (2022年 6 月期)	第 11 期 (2023年 6 月期)	第 12 期 (当事業年度) (2024年 6 月期)
売 上 高(千円)	1,757,903	3,367,985	3,058,502	2,085,456
経常利益又は 経常損失(△)(千円)	△208,316	229,836	48,538	△2,065,467
当期純利益又は 当期純損失(△)(千円)	△49,620	187,081	1,313	△3,042,651
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損失(△)(円)	△9.91	36.69	0.25	△579.12
総 資 産(千円)	1,161,606	1,842,909	2,920,958	588,763
純 資 産(千円)	332,140	526,715	530,175	△1,444,371
1株当たり純資産(円)	63.60	101.24	103.13	△225.88

(注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準29号 2020年3月31日)等を第10期の期首より適用しており、第10期以降の数値は当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

2. 当社は、2023年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)及び1株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
(株) LIVE-ad	1,000万円	100%	<ul style="list-style-type: none"> ・アーティストのマネジメント及びプロデュース ・マーチャндаイジング及びコンサートやイベントの企画・制作・運営 ・ファンクラブ運営 ・デジタルコンテンツの企画・制作・販売・配信

(株)LIVE-adは、2024年4月1日付で株式会社Entertainment Nextより商号変更しております。

- ③ 事業年度末における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、IT等を中心とした技術革新を背景にしたスマートフォンや動画メディアの普及により変化しており、テレビ・新聞・雑誌・ラジオ等の既存広告媒体への広告出稿が伸び悩みを見せております。一方で、2023年の日本の総広告費は約7.3兆円であり、そのうちインターネット広告は約3.3兆円と日本の広告費の約46%を占めており、さらなる拡大が予想されます（出所：株式会社電通）。5Gの商用化により通信速度が向上することで情報量が急激に増加し、さらに顧客ニーズが多様化している中で、消費者から選ばれる商品・サービスとなるためには、既存広告媒体を中心とした広告手法にとらわれないマーケティング活動を行い、商品やサービスのブランド価値を高めていく必要があります。

また、業績が大幅に悪化した2024年6月期の結果を踏まえ、再生に向けた新たなスタートを切り出します。

当社創業時からの主力事業であるMX事業をさらにブラッシュアップすることで、同事業の増収増益を図ると共に、2024年6月期に多額の営業損失を計上したEX事業の全面的見直しを行い、今後は「MX事業」、「イベントプロデュース事業」、「IP (Intellectual Property) 事業」の三本柱で再生に向けて取り組んでまいります。

そのため、経営チームを一新し、早期の再生に向け動き出します。

このような環境に対し、継続的な成長と中長期的な企業価値向上を目指し、以下のような課題に取り組んでまいります。

① 優秀な人材の育成及び確保と事業領域の拡大

当社は、これまで適任な人材を採用し、サービスラインナップを増やすことで事業領域を拡大してまいりました。サービスラインナップを充実させることで、多様な顧客ニーズに対応した最適な提案が可能になり顧客からの高い評価が得られると考えております。しかしながら同時に、顧客が顧客自身や商品・サービスの認知・販売促進のために求めるサービスは、当社のサービスラインナップの枠を越えた領域にも及んでおり、当社が更に顧客ニーズに合ったサービス提案を行うためには、より一層サービスラインナップを充実させ、事業領域を拡大することが必要であると認識しております。

当社が提供するサービスの品質は、サービスを提供する人材に依存する部分があるため、当社のサービス力の源泉は、発想豊かな優秀な人材により支えられていると認識しております。優秀な人材にとって魅力のあるプロジェクトの提供を続けることで人材流出の防止を図るとともに、新卒・中途採用を積極的に展開し、併せて既存社員の育成に努めてまいります。

② アーティストの発掘・拡充

引き続き、日本に限らずグローバルに活躍するアーティストの発掘を行い、当社の主力事業領域であるクリエイティブやデジタル・テクノロジーを駆使して、次世代アーティストがファンや企業との新たなコミュニケーションや関係性を構築し、スターになるためのプラットフォームの実現に努めてまいります。

③ エンターテインメントコンテンツの開発

IT等を中心とした技術革新を背景にしたスマートフォンや動画メディアの普及による生活者の情報接点の変化や顧客ニーズの多様化、そして、新型コロナウイルス感染症の流行の長期化に伴う生活様式の変化により、エンターテインメントの新たな楽しみ方の提案が求められております。このような環境の変化に対応したマーケティング機能の向上と、エンターテインメントコンテンツの開発に努めてまいります。

④ コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、今後もより一層の事業拡大を見込んでおります。今後においても更に人材や子会社等が増加することが想定され、事業の拡大、継続的な成長のためには、コーポレート・ガバナンスの一層の強化が重要な課題であると認識しております。当社の事業規模に応じた適切な体制の構築が必要となり、経営の透明性、効率性及び健全性を確保するとともに経営責任を明確にすることが重要と認識しております。今後においては、内部管理体制の更なる強化を図るとともに、より一層のコーポレート・ガバナンスの強化に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2024年6月30日現在)

事業区分	事業内容
M X 事業	広告キャンペーン及び戦略的PRの企画遂行、社会課題解決を目的としたコミュニケーション、実行まで見据えたデジタルコアな戦略立案や事業企画、SPサービス・PRサービス・クリエイティブサービス、そして、メタバース型バーチャルプラットフォームサービス等を提供する事業です。
E X 事業	アーティストのマネジメント及びプロデュース、ファンクラブ運営、マーチャンダイジング及びコンサートやイベントの企画・制作・運営、そして、デジタルコンテンツの企画・制作・販売・配信等、クリエイティブやデジタル・テクノロジーを駆使し、新進気鋭のアーティストやクリエイターと連携しながらエンタメサービス等を提供する事業です。

(6) 主要な営業所及び工場 (2024年6月30日現在)

① 当社

本 社	東京都渋谷区
-----	--------

② 子会社

(株) L I V E - a d	東京都渋谷区
-------------------	--------

(7) 使用人の状況 (2024年6月30日現在)

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
34名 (2名)	18名減 (4名減)	34.2歳	3.17年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年6月30日現在)

借 入 先	借 入 額
役 員 借 入 金	461,994千円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	215,054千円
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	211,700千円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	178,411千円
株 式 会 社 豊 崎 会 計 事 務 所	100,000千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

「該当事項はありません。」

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2024年6月30日現在)

- | | |
|------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 13,800,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 6,522,300株 |
| ③ 株主数 | 2,824名 |
| ④ 大株主 | |

株主名	持株数	持株比率
株式会社 Your Turn	1,400,000株	21.46%
株式会社豊崎会計事務所	781,600	11.98
有限会社 T	600,000	9.19
伊達晃洋	554,800	8.50
野村信託銀行株式会社 (投信口)	510,600	7.82
日本証券金融株式会社	85,300	1.30
石原直幸	81,500	1.24
瓜生健太郎	75,000	1.14
楽天証券株式会社	69,300	1.06
小寺紳一	64,400	0.98

(注) 持株比率は、自己株式 (208株) を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません

(3) 会社役員 の 状 況

① 取締役 の 状 況 (2024年 6 月 30日 現 在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	伊 達 晃 洋	
取 締 役 (監査等委員・常勤)	松 崎 文 治	
取 締 役 (監査等委員)	阿 部 慎 史	阿部慎史公認会計士事務所 所長 ブレイクスルーパートナー税理士法人 代表社員
取 締 役 (監査等委員)	五 十 部 紀 英	弁護士法人プロテクトスタンス 代表社員 税理士法人プロテクトスタンス 代表社員

- (注) 1. 取締役 (監査等委員・常勤) 松崎文治氏、取締役 (監査等委員) 阿部慎史氏、及び取締役 (監査等委員) 五十部紀英氏は、社外取締役であります。
2. 取締役 (監査等委員) 阿部慎史氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役 (監査等委員) 五十部紀英氏は弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
4. 2023年9月28日開催の第11回定時株主総会終結の時をもって、三橋秀一氏は取締役を退任いたしました。
5. 2024年4月24日をもって、伊藤統彦氏は取締役を辞任いたしました。
6. 2024年6月30日をもって、布施優樹氏は取締役を辞任いたしました。
7. 当社は、取締役会以外の重要な会議への出席を継続的・実効的に行うなど、情報収集や監査の実効性を高めることを目的として、常勤の監査等委員を選定しております。
8. 当社は、社外取締役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役（監査等委員である取締役を含む）、執行役員およびその他会社法上の重要な使用人であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の法律上の損害賠償金、争訟費用等の損害が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者による犯罪行為等に起因する損害の場合には填補の対象としないこととしております。

④ 取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月18日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本報酬に関する方針（付与時期や条件に関する方針を含む）

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、企業価値の継続的な向上に資するよう役員にとって適正なインセンティブとなるような配分で、「金銭報酬である固定報酬」と「非金銭報酬等であるストック・オプション」で構成する。

社外取締役の基本報酬は、職責に相応しいものとし、各々の果たす役割、他の上場企業における水準等を考慮して個別に決定し、月次の報酬として支給する。

b. 金銭報酬等に関する方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、他社水準、従業員給与の水準を考慮しながら、取締役会（e.の委任を受けた代表取締役社長）が、総合的に勘案して決定するものとする。

c. 非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬等はストック・オプションとし、株主総会で発行枠の決議を受けた後、取締役会にて詳細内容の発行決議を経たうえで付与する。

ストック・オプションの個数は、役位、職責、他社水準、従業員給与の水準を考慮しながら、取締役会が、総合的に勘案して決定するものとする。

取締役会（e.の委任を受けた代表取締役社長）は 監査等委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

なお、ストック・オプションを付与するかどうかは、業績等を踏まえ、取締役会にて判断するものとする。

d. 報酬等の割合に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、役位、職責、他社水準、従業員給与の水準をも考慮しながら総合的に勘案して決定する。

e. 報酬等の決定の委任に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容の決定について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の担当業務を踏まえた評価配分をした結果に基づき、各取締役の基本報酬の額を決定することとする。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、監査等委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の数 (名)
		基本報酬	非金銭報酬等 (ストック・ オプション)	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	62 (-)	62 (-)	-	4 (0)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	12 (12)	12 (12)	-	3 (3)
合 計 （うち社外役員）	74 (12)	74 (12)	-	7 (3)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2017年9月26日開催の第5回定時株主総会において、年額250百万円以内（うち社外取締役分50百万円以内）と決議いただいております。また、上記金銭報酬とは別枠で、2022年9月28日開催の第10回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対して、ストック・オプション報酬額として年額250百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は1名です。
3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2017年9月26日開催の第5回定時株主総会において、年額30百万円以内（うち社外取締役20百万円以内）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名です。
4. 非金銭報酬等の内容は当社の新株予約権であり、割当ての際の条件等は、「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。
5. 取締役会は、代表取締役社長伊達晃洋に対し、各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員）阿部慎史氏は、阿部慎史公認会計士事務所の所長及びブレイクスルーパートナー税理士法人の代表社員であります。当社と各兼職先との間には開示すべき関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）五十部紀英氏は、弁護士法人プロテクトスタンスの代表社員及び税理士法人プロテクトスタンスの代表社員であります。当社は、弁護士法人プロテクトスタンスとの間において、法律顧問契約を締結しております。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役（監査等委員・常勤） 松崎文治	当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回に、また監査等委員会12回のうち11回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会では、主に大手企業における組織運営やガバナンス構築等に関する豊富な経験を活かし、必要に応じて発言を行っております。
社外取締役（監査等委員） 阿部慎史	当事業年度に開催された取締役会12回及び監査等委員会12回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、公認会計士・税理士としての専門的見地から妥当性・適正性を確保するため適宜必要な発言を行っております。
社外取締役（監査等委員） 五十部紀英	当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回に、また監査等委員会12回のうち11回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、主に弁護士・税理士としての専門的見地から妥当性・適正性を確保するため適宜必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

監査法人A&Aパートナーズ

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	32百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に係る監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社においては、役職員の職務執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、「経営理念」、「行動規範」を制定しそれらを執務室に掲示し、月次で行われる全体会議においても随時コーポレート・ガバナンスについて確認することにより、役職員が日常の業務執行において、法令及び定款に適合した行動を意識できるように心掛けております。

コンプライアンス体制の構築・維持については、監査等委員である取締役による取締役の業務執行の監査に加え、取締役社長の命を受けた内部監査担当が、内部監査規程に基づき、取締役及び従業員の職務の執行に関する状況の把握、監査等を定期的に行い、取締役社長に報告しております。

また、法令や社内諸規程上疑義のある行為等についてその情報を直接受領する内部通報制度を整備・運用しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、管理本部を管掌する取締役又は業務執行取締役を担当役員とし、職務執行に係る情報を適切に文書又は電磁的情報により記録し、文書管理規程に定められた期間保存・管理を行うものとしております。なお、取締役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとし、担当役員はその要請に速やかに対応するものとしております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程を制定及び改定し、潜在的リスクの早期発見及び不正行為に対する迅速かつ適切な措置を講ずる体制の構築を進めております。不測の事態が生じた場合には、取締役社長が指名する者を対策本部長とする対策本部を設置して、開示を含む迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整えております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、全社的な事業計画を定めるものとし、各取締役は、計画達成に向けて各部門が実施すべき具体的な数値目標及びアクションプランを定めるものとしております。これらの計画の達成に向けて予算管理を月次で行うほか、計画の進捗評価に用いる主要な指標については、取締役会において情報共有されております。また、稟議・決裁等のプロセスが明確化されているため、すべての業務レベルにおいて決定が迅速かつ適正に行われております。このような機関ないし会議体の機能と業務プロセスにおける位置付けに関しては、全取締役及び従業員の間で共通に認識されているため、計画の策定と推進、その進捗の評価が適正に行われる体制が整っております。

月1回開催される定例取締役会において、月次決算及び業務にかかる報告がなされ、取締役が相互に職務執行状況の監視・監督を行うとともに日常の業務執行の協議を活発に行っており、この取締役会の活性化が取締役の職務執行の効率化にもつながっております。

⑤ 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員は、必要に応じて監査等委員の職務を補助すべき使用人を任命し、業務に必要な事項を命令することができ、その結果を監査等委員会に報告しております。

⑥ 上記⑤の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査等委員の指示の実効性の確保に関する事項

当該使用人は、取締役又は他の使用人の指揮命令を受けないものとしております。

⑦ 監査等委員への報告に関する体制

取締役及び使用人が監査等委員に報告するための体制

監査等委員は、取締役会やその他の会議に出席し、意見を述べるとともに、その議事録や稟議書等の写しを受領し、それに対する報告を求められるものとしております。

また、取締役及び使用人は、職務執行に関し、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合は、速やかに監査等委員に報告を行うものとしております。さらに監査等委員から要請があった場合には、業務執行に関する事項について、速やかに報告を行うものとしております。

- ⑧ 上記⑦の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査等委員へ報告した取締役及び従業員に対し、通報又は相談したことを理由として不利益な取り扱いをすることを禁止し、報告者を保護しております。
- ⑨ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又はその債務の処理をすることとしております
- ⑩ その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員が重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を効率的かつ効果的に把握できるようにするため、監査等委員はいつでも取締役及び従業員に対して報告を求めることができ、取締役は社内の重要な会議への監査等委員の出席を拒めないものとしております。
また、監査等委員は、取締役社長を含む取締役及び内部監査担当と緊密に連携し、定期的に情報交換を行うものとし、必要に応じて会計監査人や顧問弁護士との意見交換等を実施するものとしております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。
- 当社は、リスク管理体制を整備するために、「リスク管理規程」及び「コンプライアンス規程」を制定・施行しており、これに基づき当社の事業活動におけるリスク・コンプライアンス体制の整備、維持、向上のため、管理本部長を委員長とした「コンプライアンス委員会」を設置・開催しております。また、当社のリスクの早期発見等を目的として、弁護士及び管理本部を通報窓口とする内部通報制度を構築するとともに、重度、高度な判断が必要とされるリスクが予見・発見された場合には、必要に応じて弁護士、監査法人、税理士、社会保険労務士等の外部専門家の助言を受けることができる体制を構築しております。

- ② 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況は以下のとおりであります。

当社を中心とするグループ全体のコンプライアンス体制の構築に努めるとともに、グループ会社の内部統制の有効性及び妥当性を確保するため、当社の取締役が子会社の業務運営を定常的に監督しております。また、内部監査担当者は監査等委員会及び会計監査人と連携しつつ社内規程に基づき子会社の内部監査を行っております。

4. 会社の支配に関する基本方針

特記事項はありません。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営上の重要課題として認識しております。しかしながら、現在は成長過程であることから、内部留保の充実を図ることで、財務体質の強化と運転資金、設備投資に充当することで、より一層の事業拡大を目指すことが、株主に対する最大の利益還元につながると考えております。そのため、現時点においては配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

連結貸借対照表

(2024年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	302,619	流動負債	1,405,298
現金及び預金	115,844	買掛金	78,944
売掛金	241,406	短期借入金	721,994
契約資産	1,699	1年内返済予定の 長期借入金	331,548
未成業務支出金	4,677	契約負債	96,481
前払費用	25,896	未払金	157,111
短期貸付金	25,500	未払法人税等	6,924
未収入金	32,922	その他	12,293
未収消費税等	65,372	固定負債	417,595
立替金	235,159	長期借入金	417,595
その他	119	負債合計	1,822,893
貸倒引当金	△445,978	(純資産の部)	
固定資産	73,320	株主資本	△1,480,612
有形固定資産	-	資本金	918,654
建物附属設備	29,581	資本剰余金	908,654
工具、器具及び備品	20,535	利益剰余金	△3,307,718
減価償却累計額	△50,116	自己株式	△203
無形固定資産	-	その他の包括利益累計額	4,817
投資その他の資産	73,320	為替換算調整勘定	4,817
投資有価証券	16,396	新株予約権	28,842
長期貸付金	30,250	純資産合計	△1,446,953
敷金	43,929		
長期未収入金	77,251		
その他	12,994		
貸倒引当金	△107,501		
資産合計	375,940	負債純資産合計	375,940

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2023年7月1日から
2024年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	2,085,456
売 上 原 価	2,533,031
売 上 総 損 失 (△)	△447,575
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,392,648
営 業 損 失 (△)	△1,840,223
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	10
利 子 補 給 金	1,541
受 取 補 償 金	925
消 費 税 差 額	227
そ の 他	448
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	28,660
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	1,134
増 資 関 連 費 用	116,499
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	30,250
そ の 他	7,941
経 常 損 失 (△)	△2,021,554
特 別 利 益	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	21,671
そ の 他	2,198
特 別 損 失	
減 損 損 失	493,421
貸 倒 損 失	535,597
税金等調整前当期純損失 (△)	△3,026,704
法人税、住民税及び事業税	2,079
当 期 純 損 失 (△)	△3,028,783
非支配株主に帰属する当期純損失 (△)	—
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	△3,028,783

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2023年7月1日から
2024年6月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	397,905	387,905	△278,935	△165	506,709
当連結会計年度変動額					
新株の発行	520,749	520,749			1,041,499
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)			△3,028,783		△3,028,783
自己株式の取得				△37	△37
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	520,749	520,749	△3,028,783	△37	△1,987,322
当連結会計年度末残高	918,654	908,654	△3,307,718	△203	△1,480,612

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計		
当連結会計年度期首残高	3,646	3,646	2,198	512,554
当連結会計年度変動額				
新株の発行				1,041,499
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)				△3,028,783
自己株式の取得				△37
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)	1,170	1,170	26,643	27,813
当連結会計年度変動額合計	1,170	1,170	26,643	△1,959,508
当連結会計年度末残高	4,817	4,817	28,842	△1,446,953

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

当社グループは、当連結会計年度において、業績の大幅な悪化等により、営業損失1,840,223千円、経常損失2,021,554千円及び親会社株主に帰属する当期純損失3,028,783千円を計上した結果、1,446,953千円の債務超過となり、当面の資金繰りにも懸念が生じていることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。今後、当社グループは、当該状況をいち早く解消し、経営基盤の安定化を実現するために、以下の対応策に取り組んでまいります。

(1) 利益確保の体制の強化

各取引について精査を行い、継続的に原価の低減を図り、利益率の向上に取り組んでまいります。また、随時販売費及び一般管理費の見直しを実施し、販売費及び一般管理費の削減を推進し、利益の確保に努めてまいります。

(2) 資金調達

「10. 重要な後発事象に関する注記（新株予約権の行使）」に記載のとおり、2024年5月27日に発行した新株予約権の一部の行使が2024年7月1日以降に行われ、359,612千円を調達いたしました。今後、残りの新株予約権が行使された場合には、追加で1,052,088千円を調達できる見込みであります。また、2024年6月5日付で顧問に就任いたしました吉川元宏氏と、適宜運転資金確保のための協議を行っております。

しかしながら、上記対応策は実施途上にあり、効果を十分に得ることができない可能性も想定されること、また、残りの新株予約権の行使による追加的な資金調達は未確定であることから、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結計算書類に反映していません。

2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 1社
- ・連結子会社の名称 株式会社LIVE-ad
株式会社LIVE-adは、2024年4月1日付で株式会社Entertainment Nextより商号変更しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の状況

- ・持分法適用の関連会社の数 1社
- ・持分法適用の関連会社の名称 北京伊藤商貿有限公司
北京伊藤商貿有限公司の決算日は12月31日であり、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

- ・ その他有価証券

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. 棚卸資産

- ・ 未成業務支出金

個別法による原価法を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 10年～15年

工具、器具及び備品 4年～6年

ロ. 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 5年

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ. MX事業

MX事業では、顧客ニーズに応じて、SPサービス、PRサービス、クリエイティブサービス等の各種サービスを提供しております。当該サービスについては、顧客との契約における義務を履行することにより、別の用途に転用することができない資産が生じるため、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、合理的に見積ることができる場合は、発生原価に基づくインプット法によっております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができない場合は、原価回収基準により収益を認識しております。なお、約束された対価は、全ての履行義務を充足したのち概ね1ヶ月で支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

ロ. EX事業

EX事業では、アーティストに関するコンサートやイベント等の入場料により収入が生じております。入場料による収入は、各公演の実施に基づき収益を認識しております。なお、約束された対価は、履行義務の充足時点から概ね1ヶ月で支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

また、グッズ販売として、公演会場における直接販売やオンラインショップにおける販売により収入が生じております。当該グッズ販売については、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。なお、グッズ販売のうち、当社グループが代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

⑤ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、3年間の定額法により償却を行っております。

3. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度まで流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「未収入金」(前連結会計年度は、28,989千円)は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

前連結会計年度まで投資その他の資産の「その他」に含めて表示しておりました「敷金」(前連結会計年度は、57,828千円)及び「長期未収入金」(前連結会計年度は、72,776千円)は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

前連結会計年度まで流動負債の「その他」に含めて表示しておりました「未払金」(前連結会計年度は、24,934千円)は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

4. 連結貸借対照表に関する注記

偶発債務

当社は、株式会社ケーエムミュージックより、2023年3月13日付で締結した業務委託契約に関し、報酬等の支払いを求める報酬等支払請求権27,649千円の提起を受けております。

当社としては、今回の株式会社ケーエムミュージックの請求は根拠がないものと考えており、東京地方裁判所にて訴訟が係属中であります。なお、現時点において同訴訟に関する影響額の合理的な見積りは困難であります。

5. 連結損益計算書に関する注記

顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「8. 収益認識に関する注記(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 6,522,300株

(2) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く)の目的となる株式の種類及び数

普通株式 1,904,100株

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金に限定し、銀行等金融機関等からの借入により資金調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金、未収入金、立替金及び長期未収入金は、顧客及び取引先の信用リスクに晒されております。

貸付金は、貸付先の信用リスクに晒されております。

未収消費税等は、1年以内に還付予定であります。

投資有価証券は、非上場株式であり、発行体の信用リスクに晒されております。

賃貸借契約に基づく敷金は、預託先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、金利の変動リスクに晒されております。

未払法人税等は、そのほとんどが2ヶ月以内に納付期限が到来するものであります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先及び貸付先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、与信管理規程に従い、営業債権及び貸付金について、取引先及び貸付先の信用状況を定期的に把握し、取引先及び貸付先ごとに期日及び残高管理を行うとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

敷金については、賃貸借契約締結に際し預託先の信用状況を把握してまいります。

投資有価証券については、定期的に発行体の財務状況等を把握してまいります。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の連結貸借対照表価額に表されております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、借入金に係る支払金利の変動リスクを回避するためのデリバティブの利用はありません。ただし、今後の金利情勢如何では金利変動リスクを回避するためのデリバティブの導入を検討してまいります。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理してまいります。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年6月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額16,396千円）は、時価開示の対象としておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、短期貸付金、未収入金、未収消費税等、立替金、買掛金、短期借入金、未払金及び未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
長期貸付金	30,250		
貸倒引当金(*1)	△30,250		
	—	—	—
敷金	43,929	43,176	△753
長期未収入金	77,251		
貸倒引当金(*1)	△77,251		
	—	—	—
資産計	43,929	43,176	△753
長期借入金(*2)	749,143	736,294	△12,848
負債計	749,143	736,294	△12,848

(*1) 長期貸付金及び長期未収入金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(*2) 長期借入金については、1年内返済予定分を含めております。

(注) 1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	115,844	—	—	—
売掛金	241,406	—	—	—
短期貸付金	25,500	—	—	—
未収入金	32,922	—	—	—
未収消費税等	65,372	—	—	—
立替金	235,159	—	—	—
敷金	—	43,929	—	—
合計	716,205	43,929	—	—

(*) 長期貸付金及び長期未収入金については、償還予定額が見込めないため記載しておりません。

2. 短期借入金及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	721,994	—	—	—	—	—
長期借入金	331,548	221,874	126,040	69,681	—	—
合計	1,053,542	221,874	126,040	69,681	—	—

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	—	43,176	—	43,176
資産計	—	43,176	—	43,176
長期借入金	—	736,294	—	736,294
負債計	—	736,294	—	736,294

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金

敷金の時価は、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等の利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	MX事業	EX事業	
顧客との契約から生じる収益	1,199,106	886,349	2,085,456
その他の収益	—	—	—
外部顧客への売上高	1,199,106	886,349	2,085,456

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ④ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	348,370
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	241,406
契約資産（期首残高）	75,608
契約資産（期末残高）	1,699
契約負債（期首残高）	590,608
契約負債（期末残高）	96,481

契約資産は、主にMX事業において進捗度に応じて認識される収益に係る未請求の対価であり、対価に対する権利が無条件となった時点で債権に振り替えられます。

契約負債は、顧客から受取った前受対価に係るものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高に含まれていた金額は、590,608千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいて、予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	△226円27銭
(2) 1株当たり当期純損失(△)	△576円48銭

10. 重要な後発事象に関する注記

(新株予約権の行使)

2024年7月1日以降に、第7回新株予約権の行使が行われました。当該新株予約権の行使の概要は以下のとおりであります。

(1) 行使された新株予約権の個数	484個
(2) 発行した株式の種類及び株式数	普通株式 484,000株
(3) 資本金の増加額	183,479千円
(4) 資本準備金の増加額	183,479千円

貸借対照表

(2024年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	512,860	流動負債	1,615,539
現金及び預金	115,591	買掛金	78,944
売掛金	139,217	短期借入金	721,994
契約資産	1,699	1年内返済予定の	
商品	119	長期借入金	331,548
未成業務支出金	4,677	契約負債	96,481
前払費用	25,896	未払金	367,396
未収入金	354,751	未払法人税等	6,889
未収消費税等	65,072	未払費用	10,651
立替金	235,159	その他	1,632
その他	25,500	固定負債	417,595
貸倒引当金	△454,824	長期借入金	417,595
固定資産	75,902	負債合計	2,033,134
有形固定資産	-	(純資産の部)	
建物附属設備	29,581	株主資本	△1,473,213
工具、器具及び備品	20,535	資本金	918,654
減価償却累計額	△50,116	資本剰余金	908,654
無形固定資産	-	資本準備金	908,654
投資その他の資産	75,902	利益剰余金	△3,300,319
投資有価証券	4,982	その他利益剰余金	△3,300,319
関係会社株式	13,996	繰越利益剰余金	△3,300,319
出資金	10	自己株式	△203
長期貸付金	30,250	新株予約権	28,842
長期前払費用	12,984	純資産合計	△1,444,371
敷金	43,929	負債純資産合計	588,763
長期未収入金	77,251		
貸倒引当金	△107,501		
資産合計	588,763		

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2023年7月1日から
2024年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		2,085,456
売 上 原 価		2,533,031
売 上 総 損 失 (△)		△447,575
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,437,695
営 業 損 失 (△)		△1,885,270
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	10	
利 子 補 給 金	1,541	
受 取 補 償 金	925	
消 費 税 差 額	227	
そ の 他	448	3,154
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	28,660	
増 資 関 連 費 用	116,499	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	30,250	
そ の 他	7,941	183,351
経 常 損 失 (△)		△2,065,467
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	21,671	
そ の 他	2,198	23,869
特 別 損 失		
減 損 損 失	453,446	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	10,000	
貸 倒 損 失	535,597	999,044
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)		△3,040,642
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	2,009	2,009
当 期 純 損 失 (△)		△3,042,651

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2023年7月1日から
2024年6月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本							新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	397,905	387,905	387,905	△257,668	△257,668	△165	527,976	2,198	530,175
当期変動額									
新株の発行	520,749	520,749	520,749				1,041,499		1,041,499
当期純損失(△)				△3,042,651	△3,042,651		△3,042,651		△3,042,651
自己株式の取得						△37	△37		△37
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								26,643	26,643
当期変動額合計	520,749	520,749	520,749	△3,042,651	△3,042,651	△37	△2,001,189	26,643	△1,974,546
当期末残高	918,654	908,654	908,654	△3,300,319	△3,300,319	△203	△1,473,213	28,842	△1,444,371

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

当社は、当事業年度において、業績の大幅な悪化等により、営業損失1,885,270千円、経常損失2,065,467千円及び当期純損失3,042,651千円を計上した結果、1,444,371千円の債務超過となり、当面の資金繰りにも懸念が生じていることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。今後、当社は、当該状況をいち早く解消し、経営基盤の安定化を実現するために、以下の対応策に取り組んでまいります。

(1) 利益確保の体制の強化

各取引について精査を行い、継続的に原価の低減を図り、利益率の向上に取り組んでまいります。また、随時販売費及び一般管理費の見直しを実施し、販売費及び一般管理費の削減を推進し、利益の確保に努めてまいります。

(2) 資金調達

「10. 重要な後発事象に関する注記（新株予約権の行使）」に記載のとおり、2024年5月27日に発行した新株予約権の一部の行使が2024年7月1日以降に行われ、359,612千円を調達いたしました。今後、残りの新株予約権が行使された場合には、追加で1,052,088千円を調達できる見込みであります。また、2024年6月5日付で顧問に就任いたしました吉川元宏氏と、適宜運転資金確保のための協議を行っております。

しかしながら、上記対応策は実施途上にあり、効果を十分に得ることができない可能性も想定されること、また、残りの新株予約権の行使による追加的な資金調達は未確定であることから、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類に反映しておりません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. その他有価証券

・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

・商品 個別法による原価法を採用しております。

・未成業務支出金 個別法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 10年～15年

工具、器具及び備品 4年～6年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 5年

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① MX事業

MX事業では、顧客ニーズに応じて、SPサービス、PRサービス、クリエイティブサービス等の各種サービスを提供しております。当該サービスについては、顧客との契約における義務を履行することにより、別の用途に転用することができない資産が生じるため、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、合理的に見積ることができる場合は、発生原価に基づくインプット法によっております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができない場合は、原価回収基準により収益を認識しております。なお、約束された対価は、全ての履行義務を充足したのち概ね1ヶ月で支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

② EX事業

EX事業では、アーティストに関するコンサートやイベント等の入場料により収入が生じております。入場料による収入は、各公演の実施に基づき収益を認識しております。なお、約束された対価は、履行義務の充足時点から概ね1ヶ月で支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

また、グッズ販売として、公演会場における直接販売やオンラインショップにおける販売により収入が生じております。当該グッズ販売については、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。なお、グッズ販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、3年間の定額法により償却を行っております。

3. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度まで流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「未収消費税等」(前事業年度は、15,081千円)は、金額の重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	336,356千円
短期金銭債務	210,291千円

(2) 取締役に対する金銭債務

短期金銭債務	461,994千円
--------	-----------

(3) 偶発債務

当社は、株式会社ケーエムミュージックより、2023年3月13日付で締結した業務委託契約に関し、報酬等の支払いを求める報酬等支払請求権27,649千円の提起を受けております。

当社としては、今回の株式会社ケーエムミュージックの請求は根拠がないものと考えており、東京地方裁判所にて訴訟が係属中であります。なお、現時点において同訴訟に関する影響額の合理的な見積りは困難であります。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	208株
------	------

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	545,101千円
貸倒引当金	172,184千円
減損損失	137,679千円
前払費用	109,744千円
未収入金	64,374千円
投資有価証券評価損	13,983千円
資産除去債務	377千円
その他	4,762千円
繰延税金資産小計	1,048,206千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△545,101千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△503,105千円
評価性引当額小計	△1,048,206千円
繰延税金資産合計	—千円

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の 所有（被所有）割合 （%）	関連当 事者との 関係	取引内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
主要 株主	株式会社豊崎 会計事務所	被所有 直接11.9	資金の 借入	資金の借入 （注）	500,000	短期借入 金	100,000
				資金の返済	400,000		
				利息の支払 （注）	10,734	未払費用	1,495

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

資金の借入は、当社の財政状況等を勘案して合理的に決定しております。

(2) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の 所有（被所有）割合 （%）	関連当 事者との 関係	取引内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
子会社	株式会社 LIVE-ad （注）1	所有 直接100	EX事業 の協業	事業関連 費用の立替 （注）2,3	△873,928	未収入金 （注）4	336,356
				事業関連 収入の預り （注）2,3	△396,349	未払金	210,291

（注）1. 株式会社LIVE-adは、2024年4月1日付で株式会社Entertainment Nextより商号変更しております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

事業関連代金の立替及び預りは、実費相当額であります。

3. 取引金額は、当事業年度における純増減額を記載しております。

4. 当事業年度において、当該未収入金に対する貸倒引当金125,562千円及び貸倒引当金繰入額125,562千円を計上しております。

(3) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の 所有（被所有）割合 （%）	関連当 事者との 関係	取引内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
役員	伊達 晃洋	被所有 直接8.5 間接9.1	当社代 表取締役 役社長	資金の借入 （注）	461,994	短期借入 金	461,994

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等
資金の借入は、無利息であります。

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表
8. 収益認識に関する注記（2）顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる
情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 △225円88銭
(2) 1株当たり当期純損失（△） △579円12銭

10. 重要な後発事象に関する注記

（新株予約権の行使）

「連結注記表 10. 重要な後発事象に関する注記（新株予約権の行使）」に同一の内
容を記載しているため、注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年8月23日

株式会社 Birdman

取締役会 御中

監査法人A&Aパートナーズ

東京都中央区

指定社員 公認会計士 木間 久幸
業務執行社員

指定社員 公認会計士 松本 浩幸
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社Birdmanの2023年7月1日から2024年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社Birdman及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当連結会計年度において、営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、債務超過の状況にある。

この結果、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年8月23日

株式会社 Birdman
取締役会 御中

監査法人A&Aパートナーズ

東京都中央区

指定社員	公認会計士	木間	久幸
業務執行社員			
指定社員	公認会計士	松本	浩幸
業務執行社員			

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 Birdmanの2023年7月1日から2024年6月30日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当事業年度において、営業損失、経常損失及び当期純損失を計上し、債務超過の状況にある。この結果、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年7月1日から2024年6月30日までの第12期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、次の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人A&Aパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人A&Aパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年8月26日

株式会社Birdman 監査等委員会

常勤監査等委員 松崎文治 ㊞

監査等委員 阿部慎史 ㊞

監査等委員 五十部紀英 ㊞

(注) 監査等委員松崎文治、阿部慎史及び五十部紀英は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

株主総会参考書類

第1号議案 定款の一部変更の件

1. 定款変更の理由

当社の今後の事業拡大及び戦略的事业展開に備えるため、現行定款第2条（目的）に目的事項の追加するものであります。

また、事業目的の追加に伴い、号数を繰り下げ、一部の字句及び号数の表示方法を変更するものであります。

2. 変更内容

変更内容は、以下のとおりであります。

（下線部分は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1～8（記載省略）	1～8（現行どおり）
（新設）	9. <u>太陽光、バイオマス、風力、地熱、水力等の再生可能エネルギー資源を利用した発電所の開発、発電及び売電</u>
（新設）	10. <u>太陽光、バイオマス、風力、地熱、水力等の再生可能エネルギー資源を利用した発電所の施設運営業務並びにそれらの支援・コンサルティング業務</u>
（新設）	11. <u>エネルギー・環境・リサイクルに関する調査研究</u>
（新設）	12. <u>エネルギー・環境・リサイクル事業への投資に関するコンサルティング業務</u>
（新設）	13. <u>再生可能エネルギー事業者、リサイクル事業者及び廃棄物処理業者に対する経営に関する一切のコンサルティング</u>
<u>9～47</u> （記載省略）	14～52（現行どおり）
<u>48.</u> 前各号に附帯する一切の業務	53. 前記各号に付帯する一切の業務

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）2名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）（1名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	※ しまづ むねなり 嶋 津 宗 成 (1987年10月19日)	2012年3月 ㈱ギザアーティスト 専属契約 2014年3月 ビーイング(現B-ZONE)系列 G I Z A studioよりメジャーデビュー 2017年2月 UKホールディングス㈱ 入社 ・24時間テレビを応援するイベント “WONDER OSAKA” 2017年～2018年プロデュース (合計来場者10万人) 2017年インド領事館から委託 神戸市イベント “インドアメーカー2017”を プロデュース (合計来場者20万 人) 2018年4月 UKホールディングス㈱ 新規事業 部責任者 (部長) ・京都祇園 “Music Bar GOKAN” の プロデュース ・2019年コワーキングスペースZONE の立ち上げプロデュース 2022年3月 ミューン㈱ 代表取締役 (現任)	-

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 する 当社の株式数
2	※ よしかわ もとひろ 吉川元宏 (1977年6月17日)	2003年4月 ㈱クリスタル入社 2009年8月 ㈱ベガス・エレクトラ 代表取締役 (現任) 2014年9月 ㈱コスモアールエス 代表取締役 (現任) 2020年4月 ㈱ベガサス 代表取締役 (現任) 2021年4月 五洋インテックス㈱ 代表取締役社長 2022年3月 ㈱海帆 取締役 2022年7月 ㈱海帆 代表取締役副社長 2022年7月 ㈱SSS 取締役 (現任) 2022年8月 ㈱海帆 代表取締役社長 2024年1月 ㈱海帆 取締役 (現任) 2024年6月 当社顧問就任	-

- (注) 1. ※印は、新任の候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 吉川元宏氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者の法律上の損害賠償金、争訟費用等の損害が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者による犯罪行為等に起因する損害の場合には填補の対象としないこととしております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役及び監査等委員、執行役員及びその他会社法上の重要な使用人であり、本議案が原案通り承認可決された場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本總會終結の時をもって、監査等委員である取締役の松崎文治氏、阿部慎史氏及び五十部紀英氏の3名全員が任期途中で辞任されますので、新たに監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式 数
1	※ くにまつ あきら 國 松 晃 (1975年12月30日)	2000年8月 (株)マック入社 2014年6月 (株)イーダイニング入社 代表取締役 2018年11月 (株)海帆入社 2019年6月 (株)海帆 取締役副社長 2021年1月 (株)海帆 代表取締役社長 2022年1月 (株)SSS 代表取締役会長 (現任) 2022年8月 (株)海帆 取締役会長 (現任)	-

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
2	※ みずたに じゅんいち 水谷 準一 (1963年4月12日)	1995年9月 ㈱ゲオ(現 ㈱ゲオホールディングス) 入社 2009年6月 ㈱ゲオ(現 ㈱ゲオホールディングス) 経理部担当執行役員 2009年6月 ㈱セカンドストリート取締役 2012年2月 (同) ジェイエムシー 代表社員 2014年1月 ユニバーサルエコロジー(㈱)入社 2014年6月 ユニバーサルエコロジー(㈱)取締役 管理部長 2017年7月 ㈱アスア入社 2017年9月 ㈱アスア 取締役管理本部長 2021年1月 ㈱海帆 執行役員管理本部長 2022年10月 KAIHAN ENERGY JAPAN(同) (現 KR ENERGY JAPAN(同)) 職務 執行者(現任) 2023年6月 ㈱海帆 取締役管理本部長(現任)	-
3	※ かりや りょうた 刈谷 龍太 (1983年11月22日)	2012年2月 弁護士登録 2015年6月 弁護士法人グラディアトル法律 事務所 代表社員 2020年3月 ㈱ジェイホールディングス 社 外監査役(現任) 2021年9月 弁護士法人C-LiA 代表社員(現任)	-

- (注) 1. ※印は、新任の候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 國松晃氏、水谷準一氏、及び刈谷龍太氏は、社外取締役候補者であります。
4. (1) 國松晃氏につきましては、株式会社海帆の取締役会長を務められ、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督いただくとともに当社の経営全般に助言を頂いただくことによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- (2) 水谷準一氏につきましては、長年に亘り、上場企業、ベンチャー企業において管理業務に従事しており、豊富な知見と経験を有しているため、当該能力を活かして専門的な観点から当社のコーポレート・ガバナンス強化に寄与して頂きたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- (3) 刈谷龍太氏につきましては、弁護士としての専門的な知識・経験に加え、経営者としての豊富な経験と幅広い見識等により、当社の経営を監督いただくとともに、当社の経営全般に助言をいただくことによりコーポレート・ガバナンスの強化に寄与していただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
5. 当社は、國松晃氏、水谷準一氏及び刈谷龍太氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者の法律上の損害賠償金、争訟費用等の損害が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者による犯罪行為等に起因する損害の場合には填補の対象としないこととしております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役及び監査等委員、執行役員及びその他会社法上の重要な使用人であり、本議案が原案通り承認された場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。

第4号議案 会計監査人の異動の件

当社の会計監査人である監査法人A&Aパートナーズは、2024年9月26日開催の第12回定時株主総会終結の時をもって任期満了となり退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

本議案に関しましては、監査等委員会の決定を得ております。

なお、監査等委員会が監査法人アリアを会計監査人の候補者とした理由は、同監査法人の規模、内部管理体制等を総合的に検討した結果、人員を含む監査体制が充実しており、当社の経営環境の変化に対応するとともに、内部管理体制より一層の強化に資する会計監査人として適任と判断したためであります。

会計監査人候補者の名称、主たる事務所の所在地及び沿革等は、次のとおりであります。

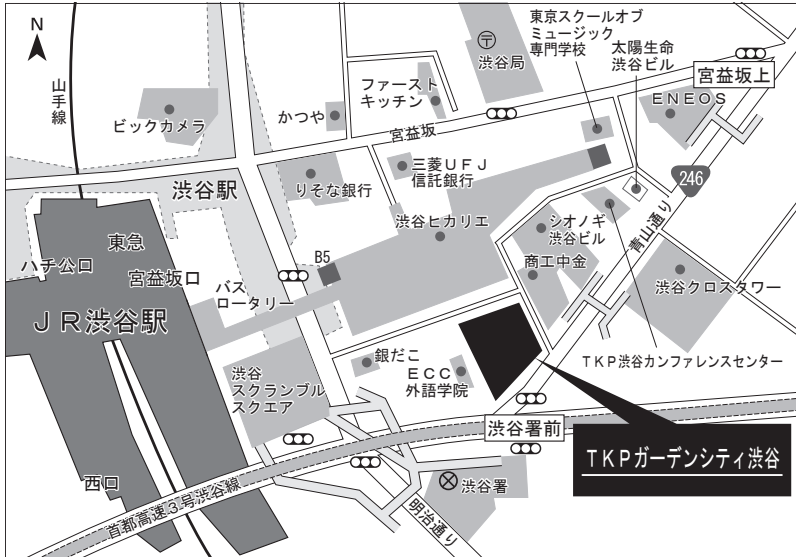
(2024年7月31日現在)

名 称	監査法人アリア
主たる事務所の所在地	東京都港区浜松町一丁目30番5号
沿 革	2006年5月 監査法人アリアを設立
概 要	資本金 8百万円
	構成人員 45名
	被監査会社数（上場会社） 29社

以上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都渋谷区渋谷二丁目22番3号 渋谷東口ビル1階
TKPガーデンシティ渋谷 ホール4D
電話番号 03-6418-1073



- 交通 ▶ JR山手線・埼京線・湘南新宿ライン「渋谷」駅
ハチ公口より徒歩3分
▶ 東京メトロ銀座線・半蔵門線・副都心線「渋谷」駅
B5番出口より徒歩5分
▶ 東急東横線・田園都市線「渋谷」駅
B5番出口より徒歩5分